第四号の三の一様式記載上の注意(1)ｃ中「(2)ａの有価証券報告書」を「最近計算期間に係る有価証券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書（以下このｃにおいて「有価証券報告書等」という。）」に、「当該有価証券報告書」を「当該有価証券報告書等」に改める。

第四号の三の三様式記載上の注意ｃ中「としての有価証券報告書」の次に「又は半期報告書（以下このｃ及びｄにおいて「有価証券報告書等」という。）」を加え、「当該有価証券報告書」を「当該有価証券報告書等」に改め、同記載上の注意ｄ中「有価証券報告書」を「有価証券報告書等」に改める。

第四号の四様式記載上の注意㈨に次のように加える。

ｃ　外国投資法人が将来にわたって営業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他外国投資法人の経営に重要な影響を及ぼす事象（ｄにおいて「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

ｄ　重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｅ　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

第四号の四の一様式記載上の注意(1)ｃ中「(2)ａの有価証券報告書」を「最近計算期間に係る有価証券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書（以下このｃにおいて「有価証券報告書等」という。）」に、「当該有価証券報告書」を「当該有価証券報告書等」に改める。

第五号様式記載上の注意ｃ中「としての有価証券報告書」の次に「又は半期報告書（以下このｃ及びｄにおいて「有価証券報告書等」という。）」を加え、「当該有価証券報告書」を「当該有価証券報告書等」に改め、同記載上の注意ｄ中「有価証券報告書」を「有価証券報告書等」に改める。

第五号の一様式記載上の注意㈨に次のように加える。

ｃ　提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（ｄにおいて「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

ｄ　重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｅ　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

第五号の一の一様式記載上の注意(2)ｃ中「(3)ａの有価証券報告書」を「最近計算期間に係る有価証券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書（以下このｃにおいて「有価証券報告書等」という。）」に、「当該有価証券報告書」を「当該有価証券報告書等」に改める。

第五号の一の三様式記載上の注意(2)ｃ中「としての有価証券報告書」の次に「又は半期報告書（以下このｃ及びｄにおいて「有価証券報告書等」という。）」を加え、「当該有価証券報告書」を「当該有価証券報告書等」に改め、同記載上の注意(2)ｄ中「有価証券報告書」を「有価証券報告書等」に改める。

第五号の二の一様式記載上の注意(2)ｃ中「(3)ａの有価証券報告書」を「最近計算期間に係る有価証券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書（以下このｃにおいて「有価証券報告書等」という。）」に、「当該有価証券報告書」を「当該有価証券報告書等」に改める。

第五号の二の三様式記載上の注意(2)ｃ中「としての有価証券報告書」の次に「又は半期報告書（以下このｃ及びｄにおいて「有価証券報告書等」という。）」を加え、「当該有価証券報告書」を「当該有価証券報告書等」に改め、同記載上の注意(2)ｄ中「有価証券報告書」を「有価証券報告書等」に改める。

第十号の三様式２に次のように加える。

(3)【投資リスク】（９－２）

第十号の三様式記載上の注意(9)の次に次のように加える。

（９－２）　投資リスク

ａ　当中間計算期間において、最近計算期間に係る有価証券報告書に記載した「投資リスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

ｂ　投資法人が将来にわたって営業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他投資法人の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

ｃ　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

第十一号様式２に次のように加える。

(3)【投資リスク】（９－２）

第十一号様式記載上の注意(9)の次に次のように加える。

（９－２）　投資リスク

ａ　当中間計算期間において、最近計算期間に係る有価証券報告書に記載した「投資リスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

ｂ　外国投資法人が将来にわたって営業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他外国投資法人の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

ｃ　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

第十一号の三様式１に次のように加える。

(5)【投資リスク】（４－２）

第十一号の三様式記載上の注意(4)の次に次のように加える。

（４－２）　投資リスク

ａ　当中間計算期間（計算期間開始の日から起算して６月を経過する日までの期間をいう。）において、最近計算期間に係る有価証券報告書に記載した「投資リスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

ｂ　提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

ｃ　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

第十一号の三様式１に次のように加える。

(5)【投資リスク】（３－２）